

※処理事項	発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	------	-------	------	------

受付印
  
 年 月 日

(あて先) 伊 東 市 長

法人番号

申告年月日  
年 月 日

所在地 <small>(伊東市が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	(電話 )	事業種目	
(ふりがな)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円
法人名		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)	(ふりがな)	前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額	
代表者氏名印	印 經理責任者氏名		

年 月 日から 年 月 日 までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の予定申告書 ※

摘 要	税 額
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18の金額)	① 00
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	② 00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③ 00
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③	④ 00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤ 月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥ 00
この申告により納付すべき市民税額 ④ + ⑥	⑦ 00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地

合 計 ⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	この申告の期間	年 月 日から 年 月 日まで	前事業年度又は前連結事業年度の期間	年 月 日から 年 月 日まで
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	
法人税割額	⑩		指 場	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪		定 合	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫		都 の	
外国の法人税等の額の控除額	⑬		市 に	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭		⑥ の	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		申 の	
納付すべき法人税割額 ⑩ - ⑪ - ⑫ - ⑬ - ⑭ - ⑮	⑯		告 計	
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰		算	
差引法人税割額 ⑯ - ⑰	⑱			

関与税理士 署名押印 (電話 )

※処理事項	発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	------	-------	------	------

受付印 (あて先) 伊東市長

所在地 (伊東市が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話) 事業種目

法人番号 申告年月日

前期末現在の資本金の額 ( ) 兆 十億 百万 千 円

又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

代表者氏名印 (印) 経理責任者氏名

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額	
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18の金額)	①	十億 百万 千 円	00
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	②		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③	④		00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤		月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	十億 百万 千 円	00
この申告により納付すべき市民税額 ④ + ⑥	⑦		00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人
合 計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間	年 月 日から 年 月 日まで
法人税割額	⑩	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	年 月 日から 年 月 日まで
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪	指場 定合 都の 市に ⑥ 申の 告計 する 算	区 分 ※区コード 月数 従業者数 均等割額
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫		人 円
外国の法人税等の額の控除額	⑬		00
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		00
納付すべき法人税割額 ⑩ - ⑪ - ⑫ - ⑬ - ⑭ - ⑮	⑯		00
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰		00
差引法人税割額 ⑯ - ⑰	⑱		00

関与税理士 署名押印 (電話) (印)

## 第20号の3様式記載要領

- 1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出してください。
- 3 ※印の欄は記載する必要はありません。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 6 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載してください。

## 均等割の税率

資本金等の額	伊東市内の従業者数	税率(年額)
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え1億円以下である法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円

※ 法人税において予定申告によらず、中間の仮決算により中間申告書を提出する場合は、第20号様式を用いることとなります。別途郵送いたしますので、お申し出ください。